

令和5年

第4回選挙管理委員会定例会

日 時 令和5年4月6日（木） 午前10時から
場 所 一関市役所 選挙管理委員会室
付議事件 報告第1号 選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について
報告第2号 在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について
議案第6号 一関市個人情報等保護管理規程の制定の専決処分に關し、
承認を求めることについて
議案第7号 選挙人名簿から抹消すべき者について
議案第8号 在外選挙人名簿から抹消すべき者について

報告第1号

選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

令和4年度における選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項の規定により別紙のとおり公表するので、報告する。

令和5年4月6日提出

一関市選挙管理委員会 委員長 高橋秀典

令和4年度 選挙人名簿閲覧申出者一覧

別紙

NO	閲覧の年月日	申出者の氏名、住所	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
1 令和4年 5月12日	日本共産党千厩町委員会 代表 藤野 秋男 一関市千厩町奥玉字萱刈場63-4	はがき作成のため（政治活動）	千厩地域（全有権者）	
2 5月27日	日本共産党千厩町委員会 代表 藤野 秋男 一関市千厩町奥玉字萱刈場63-4	はがき作成のため（政治活動）	千厩地域（全有権者）	
3 9月16日	一般社団法人共同通信社 社長 水谷 亨 東京都港区東新橋1-7-1	日本世論調査会・共同通信社 世論調査の対象者抽出のため（世論調査）	一関第18、大東第1投票区（全有権者）	
4 11月 9日	公益財団法人いきいき岩手支援財団 理事長 小向 正悟 盛岡市本町通三丁目19-1	「高齢世代等の生活状況と生きがいに関する意識調査」の対象者抽出のため（世論調査）	一関第7、大東第6、川崎第1投票区（抽出402件）	
5 11月28日	株式会社邑計画事務所 代表取締役 吉田 基 盛岡市下ノ橋町7-36	「令和5年県の施策に関する県民意識調査」の対象者抽出のため（世論調査）	全投票区（抽出168件）	
6 12月 9日	株式会社邑計画事務所 代表取締役 吉田 基 盛岡市下ノ橋町7-36	「令和5年県の施策に関する県民意識調査」の対象者抽出のため（世論調査）	全投票区（抽出360件）	
7 12月14日	株式会社東京商工リサーチ盛岡支店 支店長 花輪 康弘 盛岡市菜園一丁目12-18 盛岡菜園センタービル6F	「令和5年岩手県の東日本大震災津波からの復興に関する意識調査」の対象者抽出のため（世論調査）	全投票区（抽出191件）	
			政治活動 2件 世論調査 4件 統計調査 1件	

報告第2号

在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

令和4年度における在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条の4第7項の規定により別紙のとおり公表するので、報告する。

令和5年4月6日提出

一関市選挙管理委員会 委員長 高橋秀典

令和4年度 在外選挙人名簿閲覧申出者一覧

別紙

閲覧の年月日	申出者の氏名	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
	申出者なし		

議案第 6 号

一関市個人情報等保護管理規程の制定の専決処分に関し、承認を求めるについて

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 137 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 4 月 6 日提出

一関市選挙管理委員会 委員長 高 橋 秀 典

専決処分書

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第137条第1項の規定により、委員会を招集する暇がないと認め、次のとおり専決処分する。

令和5年3月28日

一関市選挙管理委員会 委員長 高橋秀典

記

一関市個人情報等保護管理規程の制定について

一関市・一関市教育委員会・一関市選挙管理委員会・一関市監査委員・一関市農業委員会・
一関市固定資産評価審査委員会・一関市消防本部・一関市上下水道事業・一関市病院事業
訓令第1号

一関市個人情報等保護管理規程を次のように定める。

令和5年3月28日

一関市長 佐藤善仁

一関市教育委員会教育長 小菅正晴

一関市選挙管理委員会委員長 高橋秀典

一関市監査委員 及川弘人

一関市監査委員 加藤伸弘

一関市監査委員 千葉大作

一関市農業委員会会长 石川誠司

一関市固定資産評価審査委員会委員長 小野寺常彦

一関市消防本部消防長 小山晃

一関市上下水道事業の管理者の権限を行う
一関市長 佐 藤 善 仁

一関市病院事業管理者 佐 藤 元 美

一関市個人情報等保護管理規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第60条第1項に規定する保有個人情報及び一関市個人情報の保護等に関する条例（令和5年一関市条例第 号。以下「条例」という。）第2条第1項第2号に規定する死者の情報（以下「個人情報等」と総称する。）並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報の保護管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において「課等」とは、市長部局の課、室、出張所、公の施設等、教育委員会事務局の課及び教育機関、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、固定資産評価審査委員会、消防本部の課、消防署並びに分署及び分遣所、上下水道部の課並びに病院事業の事務局及び施設をいう。

2 前項に定めるもののほか、この訓令において使用する用語の意義は、法、条例、番号法及び一関市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年一関市規則第 号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

(情報セキュリティ責任者等の設置)

第3条 市が保有する個人情報等及び特定個人情報の保護管理の統括を行わせるため、最高情報セキュリティ責任者(Chief Information Security Officer、以下「C I S O」という。)を置き、市長公室の事務を担任する副市長をもって充てる。

2 C I S Oを補佐し、C I S Oに事故があるとき、又は欠けたときにC I S Oの職務を代理させるため、統括情報セキュリティ責任者を置き、市長公室統括監をもって充てる。

3 個人情報等及び特定個人情報を取り扱う事務を所管している課等における当該情報の保護管理を行わせるため、情報セキュリティ管理者を置き、課等の長をもって充てる。

4 情報セキュリティ管理者は、課等における個人情報等及び特定個人情報の適正な管理及び運用について必要な措置を講ずるとともに、所属職員を指揮監督するものとする。
(情報セキュリティ管理者による個人情報等の適正管理)

第4条 情報セキュリティ管理者は、課等における個人情報等及び特定個人情報の保護管理を、法令等の規定に基づき適正に行わなければならない。

2 情報セキュリティ管理者は、法第69条第2項（条例第8条の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下同じ。）の規定により利用目的以外の目的のために個人情報等を自ら利用し、若しくは提供しようとするときは、同項の規定に適合するものであることを記録しておかなければならない。

3 情報セキュリティ管理者は、番号法第19条第13号及び第15号から第17号までの規定により特定個人情報を実施機関以外のものに提供しようとするときは、これらの行為が番号法に適合するものであることを記録しておかなければならない。

(事前協議)

第5条 情報セキュリティ管理者は、法第69条第2項の規定により同一の実施機関内部の他の情報セキュリティ管理者が所管する個人情報等を利用しようとするとき、又は他の実施機関の情報セキュリティ管理者が所管する個人情報等の提供を受けようとするときは、あらかじめ個人情報等目的外利用（提供）に係る協議書（様式第1号）によりCISOに協議しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、情報セキュリティ管理者は、個人情報等を所管する情報セキュリティ管理者が緊急かつやむを得ないと認めたときは、協議を省略することができる。この場合において、個人情報等を所管する情報セキュリティ管理者は、個人情報等目的外利用（提供）報告書（様式第2号）をCISOに提出しなければならない。

(外部提供の可否の通知)

第6条 次に掲げる通知は、CISOの承認を得て行わなければならない。

- (1) 規則第3条第3項の規定による個人情報等の外部提供の可否の通知
 - (2) 規則第4条第3項の規定による個人関連情報の提供に係る通知
 - (3) 規則第5条第2項の規定による、病院、診療所等における個人関連情報の提供に係る通知
- 2 規則第3条第4項の規定により口頭により外部提供の可否の通知をしたときは、個人情報等を所管する情報セキュリティ管理者は、口頭による個人情報等外部提供可否決定通知報告書（様式第3号）をCISOに提出しなければならない。

(特定個人情報の移転等に係る報告)

第7条 特定個人情報を所管する情報セキュリティ管理者は、次の各号に該当するときは、

特定個人情報移転（提供）報告書（様式第4号）をC I S Oに提出しなければならない。

- (1) 一関市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年一関市条例第45号。以下「番号条例」という。）第4条第2項若しくは第3項の規定により、同一の実施機関内部の他の情報セキュリティ管理者に特定個人情報を移転したとき。
- (2) 番号条例第5条第1項の規定により他の実施機関に特定個人情報を提供したとき。
- (3) 番号法第19条第13号及び第15号から第17号までの規定により、特定個人情報を提供したとき。

（開示決定に係る期限）

第8条 情報セキュリティ管理者は、法第83条（条例第12条第1項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の開示決定等をするときは、開示請求があつた日から14日以内にするよう努めなければならない。

（補則）

第9条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

（一関市個人情報保護管理規程の廃止）

- 2 一関市個人情報保護管理規程（平成23年一関市・一関市教育委員会・一関市選挙管理委員会・一関市監査委員・一関市農業委員会・一関市固定資産評価審査委員会・一関市消防本部・一関市水道・一関市簡易水道・一関市工業用水道・一関市病院事業訓令第1号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この訓令の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前の一関市個人情報保護管理規程の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この訓令の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

様式第1号（第5条関係）

年　月　日

最高情報セキュリティ責任者 副市長 様

情報セキュリティ管理者

個人情報等目的外利用（提供）に係る協議書

個人情報等の目的外の利用をしたい（提供を受けたい）ので、次のとおり協議します。

事務の名称			
個人情報等の名称			
利用目的又は理由			
利用する個人情報等の項目			
利用期間	年　月　日から 年　月　日まで		
個人情報等の管理方法及び保管場所			
個人情報等の廃棄方法及び廃棄年月日			
個人情報等の受扱方法			
備考	<input type="checkbox"/> 法第69条第1項に該当（法令の規定によるもの） <input type="checkbox"/> 法第69条第2項に該当（法令の規定によらないもの）		

※ 参考となる資料がある場合は添付のこと。

所管部課等	部長	部次長	課長	課員
目的外の利用（提供）の可否区分		可否の理由		
<input type="checkbox"/> 法令の規定により可（個人情報保護法第69条第1項該当） <input type="checkbox"/> 可（個人情報保護法第69条第2項第　号を適用） <input type="checkbox"/> 否				

様式第2号（第5条関係）

年　月　日

最高情報セキュリティ責任者 副市長 様

情報セキュリティ管理者

個人情報等目的外利用（提供）報告書

次の理由により協議を省略し、個人情報等の目的外利用（提供）の可否を決定したので報告します。

区分	<input type="checkbox"/> 可（個人情報保護法第69条第2項第　　号を適用） <input type="checkbox"/> 否
可否及び協議を省略した理由	

※目的外利用（提供）の個人情報等の内容

個人情報等を利用する課等	
事務の名称	
個人情報等の名称	
利用目的又は理由	
利用する個人情報等の項目	
利用期間	年　月　日から 年　月　日まで
個人情報等の管理方法及び保管場所	
個人情報等の廃棄方法及び廃棄年月日	
個人情報等の受扱方法	
備考	

様式第3号（第6条関係）

年　月　日

最高情報セキュリティ責任者 副市長 様

情報セキュリティ管理者

口頭による個人情報等外部提供可否決定通知報告書

個人情報の保護に関する法律第69条第2項の規定による個人情報等の利用目的以外の提供について、次の理由により個人情報等の提供の可否を決定し、一関市個人情報の保護に関する法律等施行規則第3条第4項の規定により口頭により通知したので報告します。

区分	<input type="checkbox"/> 可（個人情報保護法第69条第2項第　　号を適用） <input type="checkbox"/> 否
可否及び口頭により通知をした理由	

※外部提供の個人情報等の内容

個人情報等を提供したものの 事務の名称	
個人情報等の名称	
利用目的又は理由	
利用する個人情報等の項目	
利用期間	年　月　日から 年　月　日まで
個人情報等の管理方法 及び保管場所	
個人情報等の廃棄方法 及び廃棄年月日	
個人情報等の受扱方法	
備考	

様式第4号（第7条関係）

年　月　日

最高情報セキュリティ責任者 副市長 様

情報セキュリティ管理者

特定個人情報移転（提供）報告書

次のとおり特定個人情報を移転（提供）したので報告します。

区分	<input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 番号条例第4条第2項（番号法別表第2第　　項）を適用 <input type="checkbox"/> 番号条例第4条第3項（別表第2第　　項）を適用 <input type="checkbox"/> 提供 <input type="checkbox"/> 番号条例第5条第1項（別表第3第　　項）を適用 <input type="checkbox"/> 番号法第19条第　　号を適用
----	--

※移転（提供）の特定個人情報の内容

特定個人情報を利用（提供）する相手先	
事務の名称	
特定個人情報の名称	
利用目的又は理由	
利用する特定個人情報の項目	
利用期間	年　月　日から　　年　月　日まで
特定個人情報の管理办法及び保管場所	
特定個人情報の廃棄方法及び廃棄年月日	
特定個人情報の受扱方法	
備考	

議案第7号

選挙人名簿から抹消すべき者について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、令和5年4月1日現在において別冊の者を選挙人名簿から抹消する。

令和5年4月6日提出

一関市選挙管理委員会 委員長 高橋秀典

選挙人名簿登録者数内訳

区分		男	女	計
前回（令和5年3月1日現在）の名簿登録者数	(A)	45,896	49,092	94,988
抹消者	死亡（3月31日まで）	87	99	186
	転出後4月1日までに4箇月を経過した者 (令和4年11月30日までに転出した者)	46	50	96
	計	(B)	133	149
今回（令和5年4月1日現在）の名簿登録者数	(A-B)	45,763	48,943	94,706

議案第8号

在外選挙人名簿から抹消すべき者について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11の規定により、次の者を在外選挙人名簿から抹消する。

令和5年4月6日提出

一関市選挙管理委員会 委員長 高橋秀典

抹消事由：国内の市町村において新たに住民票が作成されて4ヶ月が経過

氏名	生年月日	性別	国外転出前 最終住所	経由領事官の名称	国内で住民票が 作成された日

在外選挙人名簿登録者数（令和5年4月6日現在）

区分	男	女	計
令和5年3月1日現在登録者数	35	29	64
今回登録者数	0	0	0
今回抹消者数	7	1	8
令和5年4月6日現在登録者数	28	28	56

令和5年4月6日現在の在外選挙人名簿登録者数の国別内訳

国名	人員
イタリア共和国、スペイン王国、大韓民国、デンマーク王国、パラグアイ共和国、フランス共和国、ニュージーランド、タイ王国、マレーシア	9ヶ国×1人=9人
オーストラリア連邦、英国、アルゼンチン共和国、インドネシア共和国、ベトナム社会主義共和国、ドイツ連邦共和国	6ヶ国×2人=12人
フィリピン共和国、中華人民共和国	2ヶ国×3人=6人
カナダ	5人
アメリカ合衆国	8人
ブラジル連邦共和国	16人
合計	56人